

令和5年6月1日

保護者の皆様

府中市立府中第四小学校
校長 安原 一 朗

風水害時等の対応について

風水害時等の対応が生じる場合は、下記の通り、学校からメール等により通知いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 風水害時の対応

(1) 強い勢力を伴った台風が接近した場合

府中市は、気象庁が令和元年東日本台風（台風19号）クラスの台風が接近し、報道発表等により厳重な警戒を呼掛けた場合、最も早い場合で台風接近の3日前に災害対策本部を設置し、1日前までに避難所の開設を決定します。

なお、避難所を開設する場合は、崖線上の学校は避難所となり、崖線下の学校は浸水が想定されることから、全市立学校が臨時休業となります。

また、臨時休業後の学校再開については、避難状況や被害状況などから学校ごとに判断し、保護者へメール等により通知いたします。

(2) 多摩川の洪水により氾濫危険がある場合

学校が避難所開設されることが決定した場合、避難所の準備のため、児童を一斉下校させることがあります。その際は、メール及び学校ホームページで各家庭に連絡します。

2 登校に関わること

午前7時現在で、気象庁から「府中市」地域に暴風警報（大雨警報は該当しない。）又は特別警報（現象の種類を問わない。以下同じ。）が発表されている場合及び学校が避難所を開設する場合は、臨時休業とします。

なお、各公共交通機関から計画運休が発表された場合、暴風警報等の発表にかかわらず、教職員の出勤に影響が生じるときは、児童の繰り下げ登校等の対応をとることがあります。

また、学校が避難所開設されている場合、避難所の撤収及び消毒作業等のため、児童の繰り下げ登校又は臨時休業を継続することがあります。その際は、前日から当日午前6時までの間にメールで各家庭に連絡します。

3 下校に関わること

(1) 台風の予想進路が関東を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、家庭の状況等を十分考慮した上で、授業を午前中のみ短縮し、給食後、一斉下校とします。

(2) 児童が学校にいるときに「府中市」地域に暴風警報又は特別警報が発表され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために児童を学校に留め置きます。暴風警報または特別警報が解除されたのち、下校の際には、通学路等の安全を確認した上で、発達段階に応じて状況の説明を十分に行い、集団下校等の措置をとります。

(3) 学校が避難所開設されることが決定した場合、避難所の準備のため、児童を一斉下校させることがあります。その際は、メール及び学校ホームページで各家庭に連絡します。

※警報の発令がない場合でも、状況に応じて登校の見合わせをご判断ください。

〔問合せ〕

府中市立府中第四小学校
TEL 042(361)9004